

町有地公募売却 一般競争入札応募要領



横芝光町マスコットキャラクター

よこぴー

申込期間：平成30年11月30日（金）～12月19日（水）

入札日時：平成31年 1月23日（水）午前10時

横芝光町 企画財政課 財政班

《目 次》

	(ページ)
■ 町有地公募売却一般競争入札の概要	1・2
■ 一般競争入札物件一覧表	3
■ 町有地公募売却一般競争入札要領	4～21
1. 入札参加者の応募資格	4
2. 契約上の特約	4
3. 売払いの主な条件	5
4. 入札の参加申込み	5
5. 入札方法	5～7
6. 契約の締結	7
7. 売買代金の支払方法	7
8. 所有権の移転	7
9. 地方自治法施行令(抄)	8
■ 申込提出書類等	9～17
申込提出書類一覧表	9
町有地公募売却一般競争入札参加申請書	10
〃 (記入例)	11
誓約書	12
入札保証金還付振込先指定書	13
委任状	14
委任状(記入例)	15
入札書	16
入札書(記入例)	17
■ 入札日の持参品	18
■ 入札会場での手順	18
■ 入札参加申請書提出先・入札会場 案内図	19
■ 入札辞退届	20
■ 町有財産売買契約書(案)	21～25

町有地公募売却一般競争入札の概要

公募売却方法は一般競争入札で、町が定めた最低売却価格以上で最も高い価格により入札した方を購入者（落札者）として決定します。入札の条件につきましては、本書（４ページ）からの「町有地公募売却一般競争入札要領」をご覧ください。

1. 物件の確認

購入を希望される方は、一般競争入札物件一覧表、町有地公募売却一般競争入札要領及び別冊の物件調書等を十分にお読みになり、現地及び関係規制等を必ず調査確認の上、ご参加ください。

（本書３～８ページ参照）



2. 参加申込受付及び入札保証金の納付

購入希望者は、本書に添付の「町有地公募売却一般競争入札参加申請書」（１０ページ）・「誓約書」（１２ページ）・「入札保証金還付振込先指定書」（１３ページ）に必要事項を記入・押印の上、関係書類を添えて、役場２階企画財政課に**受付期間内に持参**してください。また、申込み時に入札保証金として、１物件につき、各自が見積もる入札金額の**１００分の５以上（円未満切上げ）の入札保証金**を納付していただきます。

（本書９ページ「申込提出書類一覧表」を参照）

受付期間：平成３０年１１月３０日（金）から平成３０年１２月１９日（水）午前９時から午後５時まで（閉庁日を除く。）



3. 入札開催の通知

申込みをされ応募資格が認められた方に「町有地公募売却入札開催通知書」を、平成**３１年１月１６日（金）**までに送付いたします。

この通知書は大切に保管し、入札当日に必ずご持参ください。



4. 入札日時

入札日：平成３１年１月２３日（水）午前１０時



5. 普通財産譲渡申請書の提出

関係書類を添付の上、**契約日**までに、普通財産譲渡申請書を提出していただきます。
(申請書は落札者にお渡しします。)



6. 契約の締結

平成31年2月1日(金)までに、売買契約を締結していただきます。契約を締結されない場合には落札は無効となります。
※入札保証金はお返ししません。



7. 代金の支払い

以下の2通りの方法があります。

- (1) 契約と同時に全額一括して支払う方法。
- (2) 契約時に契約保証金として売買代金の100分の10以上(円未満切上げ)を支払い、残金を**契約締結日から30日以内**に支払う方法。
※入札保証金を契約保証金の一部に充てることもできます。



8. 所有権の移転

売買代金が完納後に、町が所有権移転登記を行います。登録手数料はかかりませんが、登記に必要な登録免許税等は購入者の負担となります。

一般競争入札物件一覧表

物件 番号	所在地	地目 (台帳地目)	面積 (㎡)	用途地域 (建ぺい率/容積率)	最低売却 価格 (千円)
1	横芝光町古川字竜ヶ塚 256 番 74	宅 地 (宅 地)	217.92	第二種中高層住居専用地域 60/200	2,005
2	横芝光町古川字石合 16 番 2・同 16 番 3・同 17 番 2 横芝字西松ヶ枝 688 番 2・同 689 番 3	雑種地 (雑種地)	1550.05	第一種住居地域 60/200	17,051

※物件の詳細については別冊の物件調書をご覧ください。

1. 入札申込期間：平成30年11月30日(金)から平成30年12月19日(水)まで
(閉庁日を除く。)
2. 申込受付時間：午前9時から午後5時まで
3. 申込受付場所：横芝光町企画財政課（横芝光町役場2階）
4. 入 札 日：平成31年1月23日（水）
5. 入 札 時 間：午前10時から
6. 入 札 会 場：横芝光町役場2階 第1会議室

※ 入札の受付時間及び入札開始時間は、後日送付する「町有地公募売却入札開催通知書」でご確認ください。入札時間になると会場を閉鎖し、それ以降の入場は認められませんので、余裕を持ってお越しください。

7. 入札参加に当たっての留意事項

- ① 入札の落札者で、契約の辞退をされた場合は、入札保証金は返還しません。また、平成32年3月31日までの町有地売払いの応募に参加ができなくなりますので、ご注意ください。
- ② 現地説明会は行いませんので、入札参加者は必ず事前に現地及び関係規制等を確認してください。
- ③ 「町有地公募売却一般競争入札参加申請書」は楷書で記入してください。記入間違い、不備などがありますと申込みが無効となる場合があります。

町有地公募売却一般競争入札要領

1. 入札参加者の応募資格

個人、法人を問わず以下の（１）から（７）の条件に該当する方は申込みできます。

- （１） 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない方
（本書 8 ページ参照）
- （２） 売買代金の支払いができる方（本書 7 ページ参照）
- （３） 町税等の滞納がない方
- （４） 個人については市町村・都道府県民税の滞納がない方
- （５） 法人については契約行為を行う本店又は支店、営業所の所在地により下記の滞納がない方
 - ア 町内業者にあつては法人町民税
 - イ 県内業者（町内業者を除く。）にあつては法人事業税
 - ウ 県外業者にあつては法人税の滞納がない方
- （６） 横芝光町入札契約に係る暴力団対策措置要綱別表に掲げる措置要件に該当していない方
- （７） 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第 5 条の規定による観察処分を受けた団体及びその役職員又は構成員に該当しない方

2. 契約上の特約

売買契約に当たっては、次の条件を付すこととします。

- （１） 禁止用途
 - ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項に定める風俗営業、同条第 5 項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する公序良俗に反する用途に使用することはできません。
 - ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用途に使用できません。
- （２） 違約金の徴収
禁止用途に違反した場合には売買代金の 30% を違約金として、町に支払わなければなりません。（契約解除となります。）
- （３） 談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項

3. 売払いの主な条件

- (1) 土地は、現状有姿で建物、植木等を含めた引渡しとなります。
- (2) 地盤、地下埋設物、土壌等の調査は実施しておりませんので、事前に調査をされる方は、必ず企画財政課へご連絡の上、実施するようにしてください。
- (3) 必ず現地及び関係規制等をご確認してください。
- (4) 売買物件について、隣接土地所有者、地域住民等との調整等が生じた場合は、すべて買受者において行っていただきます。

4. 入札の参加申込み

(1) ①入札参加申込み

入札参加希望者は、「町有地公募売却一般競争入札参加申請書」（本書10ページ）等の提出書類（「申込提出書類一覧表」本書9ページ参照）を受付場所（下記（3）参照）に直接持参してください。

※ 申請申込みを行わないと入札に参加できません。

②入札保証金の納付

入札参加申込日に、1物件につき、各自が見積もる入札金額の100分の5以上（円未満切上げ）の入札保証金を納付していただきます。

③落札にいたらなかった場合は、入札保証金は入札終了後、預金口座に振込みし、還付いたします。

(2) 受付及び入札保証金の納付期間

平成30年11月30日（金）から平成30年12月19日（水）
午後5時まで（閉庁日を除く。）

(3) 受付場所及び時間

横芝光町宮川11902番地

横芝光町役場2階 企画財政課財政班（19ページ案内図を参照）

受付時間 午前9時から午後5時まで

なお、閉庁日は除きます。

(4) 一般競争入札参加者の決定

町有地公募売却一般競争入札参加申請書が受理された方には、「町有地公募売却入札開催通知書」を平成31年1月16日（水）までに送付いたします。

「町有地公募売却入札開催通知書」は大切に保管し、入札開催日当日に必ずご持参ください。

5. 入札方法

町が定めた最低売却価格以上で、最も高い価格により入札した方を落札者として決定します。

(1) 入札及び開札の日時・場所

期 日 平成31年1月23日(水)
入札時間 午前10時から
場 所 横芝光町宮川11902番地
横芝光町役場2階 第1会議室

※入札開始時間は、後日送付する「町有地公募売却入札開催通知書」でご確認ください。入札時間になると会場を閉鎖し、それ以降の入場は認められませんので、余裕を持ってお越しください。

(2) 入札の参加者

- ① 町有地公募売却一般競争入札参加申請書に記載された本人又は代理人が参加することができます。
- ② 代理人の方が入札に参加される場合は、委任状(本書14ページ)が必要となります。

(3) 入札方法等

- ① 入札参加者は、所定の入札書に必要な事項を記載し、記名、押印の上、所定の入札箱に投函してください。
- ② 記載方法については、(本書17ページ)をご参照ください。
- ③ 投函された入札書は、その理由のいかんにかかわらず、引換え、変更又は取り消しを行うことができません。
- ④ 開札は入札後直ちに入札者の前面で行います。
- ⑤ 入札の回数は1回とし、再度入札は行いません。
- ⑥ 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。

(4) 入札の未入札

入札参加者が、入札開始日時までに入札書等の提出を行わなかった場合は、未入札として取扱うものとします。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ① 入札参加資格の無い者がした入札
- ② 委任状を持参しない代理人のした入札
- ③ 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- ④ 所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- ⑤ 入札金額が最低売却価格に満たない入札
- ⑥ 記載事項の不明な入札又は記名押印のない入札
- ⑦ 金額を訂正した入札又は意思表示が不明瞭な入札

- ⑧ 同じ物件について2通以上の入札書を投函した入札
- ⑨ 入札に関し不正行為のあった入札
- ⑩ その他入札条件に違反した入札

6. 契約の締結

- (1) 落札者には入札終了後、契約に必要な書類をお渡しします。
- (2) 売買契約の締結は、普通財産譲渡申請書を提出の上、平成31年2月1日(金)までに売買契約を締結していただきます。期限までに契約を締結されない場合には落札は無効となり、入札保証金は横芝光町に帰属することとなりますのでご注意ください。

7. 売買代金の支払方法

売買代金の支払方法は、次の2通りの方法があります。

- (1) 一括払い
売買契約締結と同時に、町が発行する納入通知書により、全額一括して支払っていただく方法。(入札保証金を売買代金の一部に充てることもできます。)
- (2) 契約保証金払い
売買契約締結と同時に、契約保証金として、売買代金の100分の10以上(円未満切上げ)納付していただき、その後、売買代金と契約保証金との差額を、町が発行する納入通知書により30日以内に支払っていただく方法。(入札保証金を契約保証金の一部に充てることもできます。)

※契約保証金は売買代金の支払いが行われなかった場合には、横芝光町に帰属することとなりますのでご注意ください。

8. 所有権の移転

- (1) 売買代金が完納されたときに所有権が移転するものとし、同時に土地の引渡しがあったものとしします。
- (2) 土地は、現状有姿で建物、植木等を含めた引渡しとなります。
- (3) 所有権の移転登記は、公簿面積によるものとし、入札参加申込者の名義へ移転登記します。
売買代金完納後、買受者の請求により横芝光町が行います。
- (4) 売買契約書に貼付する収入印紙及び所有権移転登記に必要な登録免許税等は、買受者の負担となります。

9. 地方自治法施行令（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、次の各号の一に該当すると認められる者をその事実があつた後二年間一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者

六 前各号の一に該当する事実があつた後二年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

（昭三八政三〇六・全改、平成一二政三七・一部改正）

申 込 提 出 書 類 一 覧 表

個人での申込み

番号	提出書類		摘要
1	町有地公募売却一般競争入札参加申請書	原 本	第1号様式 (印鑑登録証明書を添付)
2	誓約書	原 本	第2号様式
3	委任状	原 本	第3号様式 代理人を立てる場合のみ
3	納税証明書	原 本	前年度分(平成29年度分) 市町村・都道府県民税 (非課税の場合は非課税証明書)
4	住民票	原 本	申込者分
5	入札保証金還付振込先指定書	原 本	

法人での申込み

番号	提出書類		摘要
1	町有地公募売却一般競争入札参加申請書	原 本	第1号様式 (印鑑登録証明書を添付)
2	誓約書	原 本	第2号様式
3	委任状	原 本	第3号様式 代理人を立てる場合のみ
3	納税証明書	原 本	前年度分(平成29年度分) 契約行為を行う本店又は支店、 営業所の所在地によって (1) 町内 法人町民税 (2) 県内 法人事業税 (3) 県外 法人税
4	登記事項証明書	原 本	
5	入札保証金還付振込先指定書	原 本	

注)

1. 申請書類一式は、契約、非契約にかかわらず返却いたしません。
2. 委任する場合、他の申請者から既に委任を受けている方に委任することはできません。
3. 各証明書は申請日の3箇月以内に発行されたものとします。

第1号様式

町有地公募売却一般競争入札参加申請書

平成 年 月 日

(あて先) 横芝光町長 佐藤晴彦様

町有地公募売却一般競争入札要領に記載する参加資格・条件・内容等・及び現地の状況を承諾の上、次のとおり入札の参加を申込みます。

記

1. 物件番号

2. 物件所在地 横芝光町

(申請者)

住 所 _____

フリ 氏 ガナ 名 _____ 実印

(会社名・代表者名) _____ 実印

担 当 者 名 _____

電 話 番 号 _____

- 【注意事項】・申込者の関係書類（法人の場合は『印鑑登録証明書』・『登記事項証明書』）
（個人の場合は『印鑑登録証明書』）を添付してください。（入札執行日の
3箇月以内発行のもの）
・申込み1物件につき、1枚の申請書が必要となります。

【記入例】

第1号様式

町有地公募売却一般競争入札参加申請書

記入日を記入してください。

平成 年 月 日

(あて先) 横芝光町長 佐藤晴彦様

町有地公募売却一般競争入札要領に記載する参加資格・条件・内容等・及び現地の状況を承諾のうえ、次のとおり入札の参加を申込みます。

記

1. 物件番号 ○○
2. 物件所在地 横芝光町○○○○○○○○

住所・氏名・電話番号をご記入の上、実印を押印してください。

(申請者)

住 所 千葉県山武郡横芝光町宮川11902番地

フリガナ カンザイ 管財株式会社 実印

(会社名・代表者名) 代表取締役 横芝 光男 実印

担当者名 財政課 横芝 光子

電話番号 0479-84-1218

個人の場合

- 【注意事項】・申込者の関係書類（法人の場合は『印鑑登録証明書』『登記事項証明書』（個人の場合は『印鑑登録証明書』）を添付してください。（入札執行日の3箇月以内発行のもの）
- ・申込み1物件につき、1枚の申請書が必要となります。

誓約書

平成 年 月 日

横芝光町長 佐藤晴彦様

〔 (個人)	住 所	
	氏 名	実印
〔 (法人)	所 在 地	
	商号又は名称	
	代表者氏名	印
	担当者名	印

今般の町有地売払いの競争入札に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の規定に抵触する行為は行っていないことを誓約し、この誓約書の写しが、公正取引委員会及び千葉県警察に送付されても異議ありません。また、横芝光町入札契約に係る暴力団対策措置要綱別表に掲げる措置要件に該当していないことを誓約するとともに、当該措置要件の該当の有無について千葉県警察に照会されても異議ありません。

町税等の滞納がないことを誓約するとともに、滞納の有無について関係部署に照会されても異議ありません。

入札保証金還付振込先指定書

平成 年 月 日

横芝光町長 佐藤晴彦 様

住所 _____

フリガナ
氏名 _____ (印)

落札にいらなかった場合には、納付した入札保証金を下記口座に振込み願います。

振込先

銀行				本店		普通預金・当座預金	
				支店		貯蓄預金・()	
口座番号						フリガナ	

委任状

平成 年 月 日

横芝光町長 佐藤晴彦様

住 所 _____
氏 名 _____
(会社名・代表者名) _____ 実印

私は、下記の者を代理人と定め、下記の一般競争入札及びこれに付帯する権限を委任いたします。

(代理人)
住 所 _____
氏 名 _____

代理人使用印

委任事項

1 下記入札及び開札に関する一切の件。

物件番号	物件所在地	面積 (㎡)
	横芝光町	

【注意事項】

- ・ 複数の入札に参加される場合、委任状は物件ごとに必要となります。
- ・ 代理人使用印の枠内に、代理人が入札時に使用する印鑑を押印してください。
- ※ 入札では、この代理人使用印以外は使用できません。

委任状『記入例』

第3号様式

委 任 状

記入日を記入してください。

平成 年 月 日

横芝光町長 佐藤晴彦様

住 所 千葉県山武郡横芝光町宮川 11902 番地
氏 名 管財株式会社

(会社名・代表者名) 代表取締役 横芝 光男

実印

私は、下記の者を代理人と定め、下記の一般競争入札及びこれに付帯する権限を委任いたします。

委任者の印は実印

(代理人)

住 所 千葉県山武郡横芝光町宮川 11902 番地

氏 名 横芝 光子

代理人使用印

横
芝

代理人の印は認印で可

委 任 事 項

1 下記入札及び開札に関する一切の件。

物件番号	物件所在地	面積 (㎡)
	横芝光町	

【注意事項】

- ・ 複数の入札に参加される場合、委任状は物件ごとに必要となります。
- ・ 代理人使用印の枠内に、代理人が入札時に使用する印鑑を押印してください。
- ※ 入札では、この代理人使用印以外は使用できません。

入 札 書

(あて先) 横芝光長 佐藤晴彦 様

地方自治法、同法施行令、横芝光町財務規則を遵守し、入札及び契約に関する事項を承認の上、下記の金額をもって入札します。

記

【入札物件】

物件番号	物件所在地
	横芝光町

	十 億	億	千 万	百 万	拾 万	万	千	百	拾	円
入札金額										

※ 金額の訂正は失格となります。

平成 年 月 日

(入札者) 住 所
(所在) _____

フリ ガナ
氏 名

(会社名・代表社名) _____ 実印

※本人が入札する場合には不要です。



(代理者) 住 所 _____

フリ ガナ
氏 名

印

- (注) 1 使用する印鑑は印鑑登録証明書に登録された印鑑とすること。
但し、代理人が入札するときは、入札者欄に申込人(委任者)の事項を記入(押印は不要)し、代理人欄に代理人の事項を記入のうえ委任状に押印された代理人の印鑑を押印すること。
- 2 金額の数字は算用数字を用い、頭に「¥」の記号を記入すること。

入札書『記入例』

第4号様式

入 札 書

(あて先) 横芝光町長 佐藤晴彦様

地方自治法、同法施行令、横芝光町財務規則を遵守し、入札及び契約に関する事項を承認の上、下記の金額をもって入札します。

記

【入札物件】

物件番号	物件所在地
	横芝光町

	十億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
入札金額			¥	○	○	○	○	○	○	○

※ 金額の訂正は失格理由となります。金額の頭に「¥」マークを記入してください。

平成 年 月 日

(入札者) 住所

(所在) 千葉県山武郡横芝光町宮川 11902 番地

フリ ガナ カンザイ
氏 名 管財 株式会社

(会社名・代表者名) 代表取締役 横芝 光男 (実印)

※本人が入札する場合には不要です。

(代理者) 住所 千葉県山武郡横芝光町宮川 11902 番地

フリ ガナ よこしば みつこ
氏 名 横芝 光子 (印)

- (注) 1 使用する印鑑は印鑑登録証明書に登録された印鑑とすること。
但し、代理人が入札するときは、入札者欄に申込人(委任者)の事項を記入(押印は不要)し、代理人欄に代理人の事項を記入のうえ委任状に押印された代理人の印鑑を押印すること。
- 2 金額の数字は算用数字を用い、頭に「¥」の記号を記入すること。

入札日の持参品

1	町有地公募売却 入札開催通知書	一般競争入札参加資格が認められた方には、受付番号を記入した「町有地公募売却入札開催通知書」を平成31年1月16日（水）までにご送付いたしますので、必ずご持参ください。
2	印 鑑	本人の場合は実印、代理人の場合は委任状の代理人使用印と同一の印鑑が必要です。
3	委 任 状	代理人が入札に参加される場合に必要となります。
4	筆 記 用 具	黒色のボールペン又は万年筆

入札会場での手順

1. 入札会場受付

(入札開始時間の15分前から)

- ・ 「町有地公募売却入札開催通知書」をお見せください。
- ・ 代理人の方は、「委任状」を提出してください。

2. 入 札

- ・ 入札書に必要事項を記入・押印し（事前に用意しても結構です。）所定の入札箱に投函してください。

3. 開 札

- ・ 町が事前に定めた最低売却価格以上で、最も高い価格をつけた方を落札者として決定します。

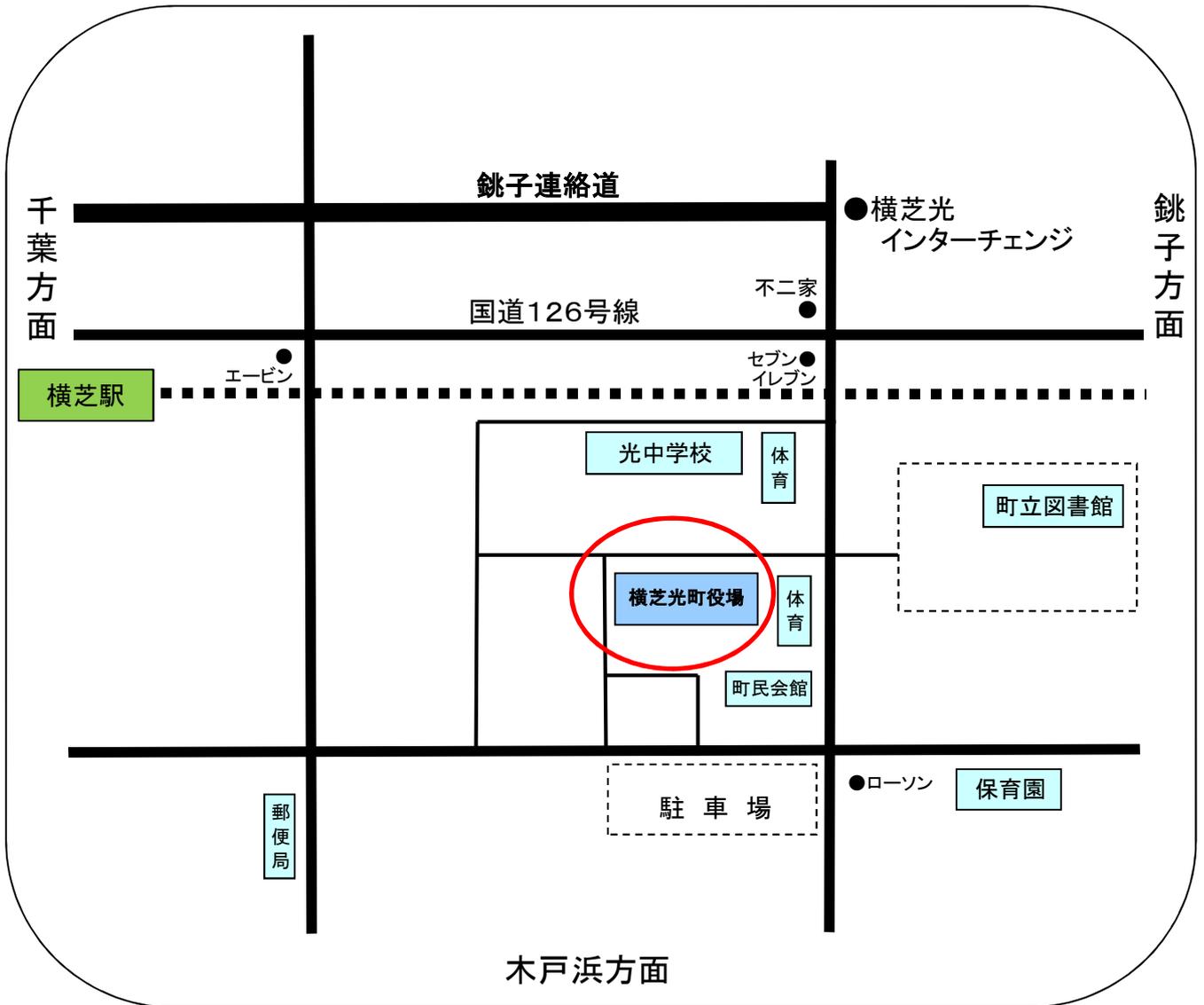
4. 契約説明

- ・ 落札された方に契約手続、売買代金の納付、所有権移転登記などについて説明します。

5. 入札保証金の還付

- ・ 落札にいたらなかった場合に入札保証金は、ご指定の口座に振込みいたします。

入札参加申請書提出先・入札会場 案内図



町有地公募売却一般競争入札参加申請書提出先・問い合わせ先

横芝光町役場

企画財政課財政班（庁舎2階）

〒289-1793 千葉県山武郡横芝光町宮川11902番地

電話 0479-84-1218(直通)

入札会場

横芝光町役場2階 第1会議室

入 札 辞 退 届

横芝光町長 佐藤晴彦様

下記入札について、下記理由により参加を辞退します。

記

入 札 名 称 町有地公募売却一般競争入札

物件番号

物件所在地

辞 退 理 由

平成 年 月 日

住 所
氏 名



代理人氏名



【注意事項】

- 1 この届は、入札執行前には、契約担当者に直接持参又は郵送（入札の前日までに到達するものに限る。）してください。
- 2 入札執行中には、この届又はその旨を明記した入札書を、入札執行宣言の前に入札執行者に直接提出してください。

しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

2 買受人が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める消費者に該当する場合には、前項の規定にかかわらず、買受人は隠れた瑕疵について瑕疵補修の請求のみをすることができる。

3 前項の請求の金額は売買代金を超えることはできない。

4 第2項の請求は売買物件の引渡時から2年間行使することができる。

（用途の制限）

第10条 買受人は、本契約締結の日から5年間は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第121号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する公序良俗に反する用途に供してはならない。

2 買受人は、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第5号に規定する指定暴力団等の事務所の用に供してはならない。

（実地調査等）

第11条 売払人は、必要と認めるときは、売買物件について随時調査及び同調査のための立入り又は買受人に報告を求めることができる。この場合、買受人はその調査及び立入りを拒み、妨げ、又は報告を怠ってはならない。

（違約金）

第12条 買受人は、第10条に定める義務に違反したときは、売買代金の30%に相当する金額を違約金として売払人に対し支払わなければならない。

2 前項の違約金は、第16条に定める損害賠償の予定又はその一部と解釈しない。

（契約の解除）

第13条 売払人は、買受人が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

（返還金等）

第14条 売払人は、前条の規定により解除権を行使したときは、買受人が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利子を付さない。

2 売払人は、解除権を行使したときは、買受人の負担した本契約の費用は返還しない。

3 売払人は、解除権を行使したときは、買受人が売買物件に支出した必要額、有益費その他一切の費用は返還しない。

（原状回復義務等）

第15条 買受人は、売払人が契約を解除したときは、売払人が指定する期日までに売買物件を原状に回復して売払人に返還しなければならない。

2 前項にかかわらず、売払人が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めるときは、売払人は現状のまま売買物件等を返還させることができる。この場合において、売買物件の全部又は一部を滅失又はき損したまま返還させるときは、契約の解除時の時価による減損額を買受人は売払人に支払わなければならない。

3 買受人は、前2項に定めるところにより売買物件を売払人に返還するときは、売払人の指定する期日までに、売買物件の所有権移転登記の承諾書を売払人に提出しなければならない。

（損害賠償）

第16条 売払人は、買受人が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害に相当する金額を請求できる。

(返還金の相殺)

第17条 売払人は、第14条の定めにより売買代金を返還する場合において、第12条に定める違約金又は第15条第2項に定める減損額若しくは前条に定める損害賠償金を売払人に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺することができる。

(契約の費用)

第18条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて買受人の負担とする。

(疑義の決定)

第19条 本契約に定めのない事項及び本契約に関し疑義が生じたときは、売払人と買受人にて協議のうえ定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名（個人の場合は、署名とする。）押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

千葉県山武郡横芝光町宮川11902番地
売払人 横芝光町
横芝光町長 佐藤晴彦

買受人

談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約（以下「契約」という。）と一体をなす。

(談合その他不正行為に係る解除)

第2条 横芝光町（以下「売払人」という。）は、契約の相手方（以下「買受人」という。）がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、買受人に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、買受人に違反行為があったとして独占禁止法第66条の規定による審決を行い、当該審決が確定したとき（独占禁止法第77条第1項の規定により、当該審決の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。

(3) 買受人が、公正取引委員会が買受人に違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条第1項の規定により当該審決の取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(4) 買受人（買受人が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 買受人が協同組合及び共同企業体（以下「協同組合等」という。）である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 買受人は、前2項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、契約金額の10分の1に相当する額を売払人が指定する期限までに支払わなければならない。

4 契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、売払人は、当該保証金を違約金に充当することができる。

5 本条第1項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の規定による。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払い)

第3条 買受人は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、売払人が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を売払人が指定する期限までに支払わなければならない。買受人が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号から第3号までのうち、命令又は審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合、その他売払人が認める場合はこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、売払人は、売払人の生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、買受人に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

3 前2項の場合において、買受人が協同組合等であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して売払人に支払わなければならない。買受人が既に協同組合等を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(暴力団等排除に係る解除)

第4条 売払人は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 買受人の役員等(買受人が個人である場合にはその者を、買受人が法人である場合にはその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者又は経営に実質的に関与しているものをいう。以下同じ。)が、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定するものをいう。以下同じ。)であると認められるとき。
- (2) 買受人の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団(暴対法第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。)又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 買受人の役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 買受人の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 買受人の役員等が、暴力団、暴力団員又は第1号から第4号までのいずれかに該当する法人等(有資格業者でないものを含む。)であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- (6) 買受人が、契約の履行に当たり、前各号のいずれかに該当する者に契約の履行を委託し、又は請け負わせたと認められるとき。

2 買受人が協同組合等である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 買受人は、前2項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、契約金額の10分の1に相当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。

4 契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、売払人は、当該保証金を違約金に充当することができる。

5 本条第1項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の規定による。

(暴力団からの不当介入の排除)

第5条 買受人は、契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員から不当又は違法な要求並びに適正な履行を妨げる行為(以下「不当介入」という。)を受けたときは、その旨を直ちに売払人に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 買受人は、前項の場合において、売払人及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない

3 売払人は、買受人が前2項の規定に違反した場合は、横芝光町建設工事請負業者等指名停止措置要領(平成23年告示第81号)の定めるところにより、指名停止の措置を行う。